

重要事項說明書

契 約 書

個人情報取扱同意書

(介護保険外サービス)

利用者： 樣

事業者：株式会社葉月

介護保険外サービス利用契約書別紙 重要事項説明書

様 に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称：株式会社葉月

主たる事務所の所在地：愛媛県松山市高岡町 728-38

代表者(職名・役職)：代表取締役 松谷玲子

設立年月日：R6 年 8 月 8 日

電話番号：089-994-8752

2. 事業所の概要

事業所の名称：訪問介護事業所 はづき

サービスの種類：介護保険外サービス

事業所の所在地：愛媛県松山市高岡町 728-38

電話番号：089-994-8752

FAX 番号：089-908-6779

管理者の氏名：松下 真奈

事業所営業日・時間：月曜日～金曜日(12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的：事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、快適な在宅生活が継続できるよう介護保険外サービスを提供することを目的とする。

運営の方針：事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

提供するサービスの内容

- ・身体介護に関する内容：排泄、食事介助、体位変換、入浴・新大西洋・移乗
- ・生活援助に関する内容：調理、掃除、買い物代行、その他必要な家事
- ・その他：必要とする見守りや、付き添い介助

※内容は必要に応じてご相談ください。

5. 営業日時

事業所営業日時：月曜～金曜の 8 時 30 分～17 時 30 分(12 月 29 日～1 月 3 日)

訪問介護サービス提供時間：年中無休、24 時間

※事務所営業時間と異なります。

6. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記の通りです。

サービス利用にあたってのご相談、お問い合わせ、ご要望については「サービス提供責任者」にお気軽にお問合せ下さい。

サービス提供責任者の氏名：松下 真奈

7. サービス提供に関わるお願い

①贈答、もてなしの禁止

訪問介護員當に贈答や飲食のもてなしは制度上、禁止されておりますのでご遠慮させていただきます。

②訪問介護員當の個人情報

個人情報保護法上、訪問介護員當の住所、電話番号などの個人情報につきましてはご利用者にお知らせしておりませんのであらかじめご了承ください。

③体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当者へご連絡ください。

④地震、台風、大雪当の自然災害発生時に等において、訪問介護員の交通手段及び声明に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。

⑤感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐため、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。

⑥訪問途中の事故等により訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別の訪問介護員がお伺いする場合があります。

⑦下記の行為はハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

■暴力または乱暴な言動、無理な要求

- ・ものを投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの要求 など

■セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真をみせる
- ・性的な話、卑猥な言動をする など

■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

8. 職員研修

訪問介護員当の資質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

1 採用時研修 採用後 6ヵ月以内

2 継続研修 年12回

9. サービスの利用

(1) サービス利用の申し込み

原則として利用日の1週間前までにお申し込みいただきます。

(2) サービス提供について

訪問介護員の確保が困難な場合はお断りする場合もあります。

10. 利用料

(1) 利用料金

別紙利用料金表参照

(2) キャンセル料

ご利用者様の都合でサービスを中止する場合は以下の基準でキャンセル料が発生します。

- ・1日前までに連絡がなかった場合…予定していた時間分の料金100%お支払いいただきます。

(3) ご利用者様の自宅において、訪問介護員がサービスを提供するために必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者のご負担になります。

(4) 支払方法

- ・都度、現金で集金させていただきます。
- ・複数回ご利用の予定がある場合は月にまとめての集金も可能です。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医について

医療機関の名称：

氏名 : _____

所在地 : _____

電話番号 : _____

緊急連絡先(家族等)について

氏名(利用者との続柄) : _____

電話番号 : _____

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、および関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口

電話番号 : 089-994-8752

管理者 : 松下 真奈

令和 年 月 日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住 所 愛媛県松山市高岡町 728-38

法人名 株式会社葉月

代表取締役 松谷 玲子 

事業所 指定事業所名 訪問介護事業所 はづき

管理者 松下 真奈 

説明者・氏名 

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 _____

氏名 

<立会人または代理人>

住所 _____

氏名 

(利用者との関係)

介護保険外サービス利用契約書

_____様(以下「利用者」という。)と株式会社葉月(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う介護保険外サービスの利用等について、以下の通り契約を締結します。

(契約の目的)

事業者は、この契約に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険外サービスを提供します。

(契約期間)

この契約の始期は、令和____年____月____日から1年間とします。

利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

(提供するサービス)

事業者は利用者に対し「重要事項説明書」に定めたサービスの内容を提供します。

(利用日の中止・変更・追加)

利用者は、利用日前日において、サービスの中止または変更、もしくは追加を申し出ることができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日開始時間までの事業者に申し出るものとします。

(キャンセル料等)

利用者の都合で前日開始時間までにサービス中止の連絡がなかった場合、職員に支払うキャンセル料補償給与分として予定時間分の料金をお支払いいただきます。

(利用料等の支払い)

利用者は事業者からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用料金を支払います。

(利用料の滞納)

利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料金を2か月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けたうえで支払期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文章をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しこれでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとしている場合。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけまたは著しい不诚信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事由が認められた場合

(事業者の解約権)

事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、文章により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが難しく著しく困難になった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業(又は送迎)の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。

(契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者から契約解消しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- (3) 利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はその限りではありません。

前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

事業者及び事業のじゅうきょうしゃは、サービスの提供にあたって知りえた利用者又は利用者家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後ににおいても、第三者には漏らしません。

事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知りえた利用者または利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことが無いよう必要な処置を講じます。

事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくものほか、利用者のケアプランの立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及びサービス事業提供者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任

を負わないものとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、事故、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合はいつでも苦情を申し立てることができます。

事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、簡潔の日から5年間保存します。

利用者及び、利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧および複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外条項)

本契約に定めのない事項については利用者及び事業者の協議により定めます。

個人情報取扱同意書

私(利用者)、及び私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記入

1. 使用する目的

- (1) 居宅介護サービスの提供
- (2) 居宅介護サービス提供にあたって行う、利用者またはその代理人に対して確認連絡
- (3) 当該利用者のサービスの向上
- (4) 事業者の請求業務、事故等の報告
- (5) 居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成

2. 使用する事業者の範囲

ケアマネジャー、介護保険サービス及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)の担当者(サービス提供に協力が必要な関係者に限る)

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払う
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を専すとともに速やかに報告すること

5. 利用目的の変更

ア、法令に基づく場合

- イ、人の生命、身体、財産の保護のために必要で、事前に同意を得ることが困難であるとき
- ウ、国の機関、地方公共団体、その委託を受けた者に協力する必要があり、利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

以上の通り、介護保険サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保存します。

令和 年 月 日

事業者は、サービス開始にあたり、上記のとおり契約内容及び個人情報取り扱いについて説明を行い、交付しました。

事業者 住所 愛媛県松山市高岡町 728-38

法人名 株式会社葉月

代表取締役 松谷 玲子 

事業所 指定事業所名 訪問介護事業所 はづき

管理者 松下 真奈 

説明者 _____ 

私はこの契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。また個人情報の使用について個人情報取扱同意書を用いた説明を受けこれに同意し交付をうけました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 

<家族>

住所

氏名 

(利用者との関係)